

1 変更点について

**変更点 1** 正当な理由 (1)、(4)、(5)、(6) について平成 27 年度改正内容にあわせ変更する。

**変更点 2** 正当な理由 (5) に関する様式を変更、追加する。  
 これまで事業所から提出を受けていた様式③「理由書」を廃止し、新たに様式③「再計算書」と、利用者から事業所に提出を受ける様式④「理由書」を新設する。

【正当な理由 (全文)】

変更前 (現行)	変更後
<p>(1) 居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与事業所が、各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合                      *例えば、通常の事業の実施地域に訪問介護事業所 4 事業所、通所介護事業所 10 事業所、福祉用具貸与 2 事業所が所在する場合、訪問介護、福祉用具貸与で紹介率最高法人が 90% を超えても減算の対象にはなりません、通所介護で紹介率最高法人が 90% を超えた場合には、全居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について減算が適用されます。</p> <p>(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合</p> <p>(3) 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合</p> <p>(4) 判定の結果 90% を超えたサービスを位置付けた居宅サービス計画数が、判定期間の 1 月当たりの平均で 5 件以下である場合</p> <p>(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると客観的な挙証資料により認められる場合                      なお、サービスの質が高いこととしては以下の場合を想定している。</p> <p>① 特定事業所加算を算定している訪問介護事業所 (加算を届け出していないが、同等の体制にあるものとして挙証資料を提出した場合を含む。)</p> <p>② 事業所評価加算を算定している介護予防通所介護事業所と一体的に事業を行っている通所介護事業所又はサービス提供体制強化加算を算定している通所介護事業所 (加算を届け出していないが、同等の体制にあるものとして挙証資料を提出した場合を含む。)</p>	<p>(1) 居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護等の事業所が、サービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合                      *例えば、通常の事業の実施地域に訪問介護事業所 4 事業所、通所介護事業所 10 事業所、福祉用具貸与 2 事業所が所在する場合、訪問介護、福祉用具貸与で紹介率最高法人が 80% を超えても減算の対象にはなりません、通所介護で紹介率最高法人が 80% を超えた場合には、全居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について減算が適用されます。  <u>*みなし指定事業所については介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外して計上する。</u></p> <p>(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合</p> <p>(3) 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合</p> <p>(4) 判定の結果、<u>80% を超えたサービスを位置付けた居宅サービス計画数が、判定期間の 1 月当たりの平均で 10 件以下である場合</u></p> <p>(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると客観的な挙証資料により認められる場合。  <u>具体的には以下のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書 (様式④) を受けている場合であって、地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80% を超過しない場合。</u></p> <p><u>イ 判定期間中に新規、更新、変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①も</u></p>

③ 他社と同一品目、同程度のサービスにもかかわらず著しく低廉な価格で提供している福祉用具貸与事業所

※ 事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な事業所選択を阻害していると認められる場合は、「正当な理由」に該当しません。

※ サービスの質が高いことは原則的には上記①～③に該当するか否かで判断しますが、①～③以外で他の事業所と比較してサービスの質が高いことが客観的な挙証資料によって証明できる場合は正当な理由として取り扱います。

(6) その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合

しくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。(アセスメント、居宅サービス計画第1表から第7表の写しの添付が必要。)

① 各種加算等の体制を届出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内に1箇所しかない場合。

② 各種加算等の体制を届出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討した結果が分かる理由書(様式④)の提出がある場合。

(6) その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合 (該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合)

## 2 適用時期

平成27年9月1日から適用する。

※ 平成27年9月1日から平成28年2月29日までに作成された居宅サービス計画の判定から適用し、減算については平成28年4月1日から適用する。